

自衛隊イラク派遣「違憲」

**自衛隊はイラクから撤退せよ！
自衛隊の海外派遣を常時可能とする
恒久法制定を阻止しよう！**

4月17日、名古屋高等裁判所は、多国籍軍の武装兵士輸送などの航空自衛隊（空自）の活動について、憲法第9条第1項違反行為を含むとの判断を示しました。判決は差し止めこそ認めなかったものの①イラク、特にバグダッドは自衛隊の活動を認めていない戦闘地域に該当する②多国籍軍の武装兵士輸送は他国の武力行使と一体化した行動で、自らも武力を行使したと評価を受ける③したがってイラク特措法違反、憲法第9条第1項違反である、と判断しました。つまり、空自の活動は武力の行使なのです。

政府は「空自の活動は問題ない。続行する」としていますが、名古屋高等裁判所の判断を真摯に受け止め、空自をイラクから撤退させるべきです。

**自衛隊の空輸活動は憲法9条
1項に違反する武力の行使だ！**

ところで政府の態度は、最高裁で不当労働行為を認定されても「不当労働行為はやってない。謝罪するつもりはない」とのたまうどこかの会社とそっくりだと思いませんか！？